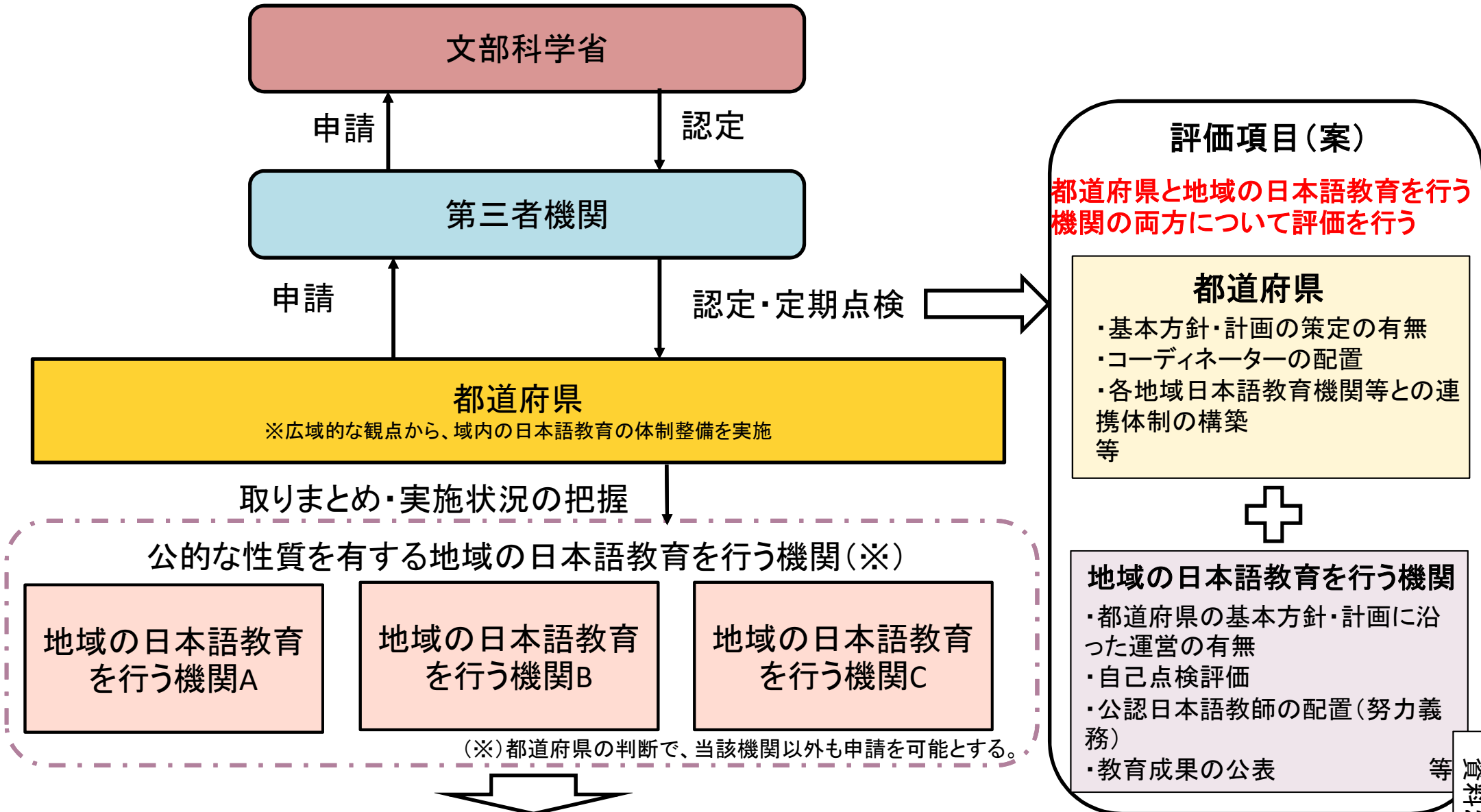


類型「生活」の評価の流れ(案)

日本語教育推進法においては日本語教育の推進に関する地方公共団体の責務として、地域の状況に応じた施策を策定・実施することが明記されているため、地域の日本語教育を行う機関における教育内容等に加え、都道府県の日本語教育推進体制に関しても評価を実施する。



公的な性質を有する類型「生活」日本語教育機関に認定(域内の日本語教育の拠点として活動)

類型「生活」日本語教育機関の評価項目について(案)

類型「生活」日本語教育機関の評価にあたっては、都道府県が域内の公的な性質を有する日本語教育を行う機関を取りまとめ一括申請することとする。その際、都道府県の日本語教育に関する基本方針・計画を踏まえた体制及び類型「生活」の教育内容等が基準を満たすものとなっているか等について評価を行うこととする。

既存の法務省告示基準の評価項目(教育内容に係る部分)

	都道府県の基本方針・計画	科目設定(教育内容)	修業期間、授業時間	点検評価	教材	教員数	教員要件	定員	施設設備(学習環境)	その他の項目
都道府県	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県が基本方針の有無(※審査の前提条件として) 計画を適切に策定しているか 	—	—	日本語教育機関による点検評価を確認し、公開している	—	—	都道府県に一人以上コーディネーターまたは公認日本語教師を配置	都道府県が域内の状況を反映して、各日本語教育機関の定員設定を行っているか	実施場所として日本語教室に対して、公的な施設の継続的な活用を促している	都道府県が適切に日本語教育機関や生活ガイダンス等を実施する多文化共生センター等と連携体制が取れているか
類型「生活」日本語教育機関	<ul style="list-style-type: none"> 各日本語教室が基本方針・計画に沿って運営されているか 生活者としての外国人に対する日本語教育の目的・目標に合致しているか 	<ul style="list-style-type: none"> 自立した言語使用者となることを目標とした場合、必要な日本語教育を行える教育内容及び実施体制が整っているか(現在改訂中の生活Can-doを参照) 適切な授業時間を確保できる実施体制が整っているか 	—	自己点検評価の実施 + 第三者機関による定期的な審査の実施	教育内容に合致した教材が設定されているか	学習者の定員数と比較して、適切な指導を行うことのできる人数になっているか(適切な人数は今後検討)	各教室に一人以上公認日本語教師の配置 ※努力義務	教員数と比較して、適切な指導を行うことのできる学習者数になっているか(適切な人数は今後検討)	—	新たな審査項目を追加 ※審査項目(案) 【情報公表】 機関の義務・責任、評価の方法、費用等 【教育成果】 目標達成度、教育成果の評価の仕組み等 【基本組織・目的】 必要な運営体制等

※「新たに設ける評価項目」の評価基準の詳細については今後検討。



都道府県の体制に関する評価と、地域日本語教室の教育内容に関する評価の両方を行う。

既存の法務省告示基準の評価項目(教育内容に係る部分)

新たに設ける評価項目

	科目設定	修業期間、授業時間	点検評価	教材	教員数	教員要件	定員	施設設備(学習環境)	校舎・教室の面積	教育成果、情報公表等
法務省告示基準	学習目的に即した適切な科目の設定	原則1年以上(35週、760単位時間、1週間当たりの授業時数20単位時間等)	自己点検及び評価(学修成果、教育活動、生徒支援、教育理念、教育環境、財務、法令順守等)	科目に即した適切な教材の設定	・原則生徒20人につき1人以上 ・1/2以上が専任教員 ・25単位時間/1wを超えない 等	・日本語教育養成課程の修了者 ・文化庁届出受理研修の修了者 ・日本語教育能力検定試験合格者 等	・同時に授業を受ける人数は20人 ・増員は8割以上の生徒が在籍 等	・校地、校舎を所有 ・教室、教員室、事務室、図書室、保健室その他必要な附帯施設	(校舎)115㎡を下回らず生徒一人当たり2.3㎡以上(教室)生徒一人当たり1.5㎡以上	—
ISO、大学の基準(その他の基準)	—	—	全ての大学等が7年ごとに認証評価機関の評価を受ける(専門職大学院は5年ごと)	—	—	—	—	—	—	審査項目案(例) 【情報公表】 機関及び学習者の義務・責任、評価の方法、費用等 【教育成果】 目標達成度、教育成果の評価の仕組み等 【基本組織・目的】 事務組織・委員会の設置等 必要な運営体制等
留学	告示基準の適用	告示基準の適用	告示基準の適用 + 第三者機関による定期的な審査の実施	告示基準の適用	告示基準の適用	公認日本語教師の配置(全ての日本語教師の要件にするもしくは一部のみ)	告示基準の適用	告示基準の適用	告示基準の適用	新たに審査項目として追加

※「新たに設ける評価項目」の評価基準の詳細については今後検討。